

対馬市内で空き家をお持ちの方へ  
空き家の有効活用と移住者の住まい確保のため

# 空き家バンクに ぜひご登録ください！



対馬市空き家  
バンク制度

申請



登記および納税状況の確認  
(登記事項証明書、字図、建築平面図、  
市税および固定資産税)



物件確認・登録票の作成  
(建物の写真撮影、間取りや状態確認)



登録



登録情報発信  
(市役所窓口、移住相談会、HP等)



希望者相談対応  
所有者へ紹介



契約

※契約は当事者同士で行っていただきます。

申請書と登録カードを  
ご提出ください。書類作成  
お手伝いします！



まずはお電話を！  
対馬市しまぐらし応援室  
0920-53-6111



インターネット等で  
物件情報を全国へ発信。  
借りたい人、  
買いたい人を探し、  
空き家の有効活用と  
移住定住による  
地域活性化を促します。



物件成約後、奨励金 5 万円を物件所有者に交付します

# 空き家バンク よくあるご質問

Q 登録費用はかかりますか？

A 費用はかかりません。

Q 登録は賃貸のみでしょうか？

A 所有者本人の希望により、売買、賃貸のいずれか、あるいは両方で選べます。

Q 両親が所有している空き家を登録できますか？

A 原則として空き家所有者本人からの申請が必要です。

Q 土地の所有者が空き家の所有者（申請者）と異なる場合、登録できますか？

A 土地所有者の承諾・同意があれば登録できます。

Q 空き家が古く、ボイラーやトイレ、床や畳などの改修工事が必要であり、また、家財道具等の処分も必要で、登録をためらっています。

A 空き家バンクに登録された物件に対しては、改修工事や家財道具等の処分の費用補助制度があります。経費の2分の1、最大100万円まで補助します。詳しくはしまぐらし応援室にお問い合わせください。

Q 現在、使用しており、今後空き家になる予定ですが、登録できますか？

A 登録できます。

Q 建物が未登記であったり、抵当権が抹消されていない場合は登録できますか？

A 未登記の場合は登録できません。

抵当権が設定されている場合は、賃貸のみ登録が可能です。

売買の場合は、抵当権の抹消手続きが完了後に登録が可能となります。

Q 不動産業者に取引を依頼している物件でも登録できますか？

A すでに不動産業者に取引を依頼している物件は登録できません。

Q 空き家の情報はどこまで公開されるのですか？

A 住居の基礎情報や間取り図、物件写真を公開しますが、所有者の個人情報に関する情報（住所、所有者名等）は非公開としています。

Q 田んぼや畑、空き地も売買・賃貸したいのですが、登録できますか？

A 空き家バンクは、建物と敷地、付属施設等の売買・賃貸になります。空き地等は取り扱っていません。

また、付属施設等でも農地（田んぼや畑等）については、農地法により農業委員会へ確認が必要となります。

Q 登録後は、対馬市が物件を管理してくれるのですか？

A 対馬市は、あくまで物件情報を公開し利用希望者紹介するだけになります。

物件の管理は所有者等が責任をもって行ってください。

Q 相続登記していない物件【名義が被相続人（亡くなった人）のまま】または名義人が申請者と異なる場合は登録できますか？

A 賃貸の場合は登録可能です。売買の場合は、名義変更後登録が可能となります。

